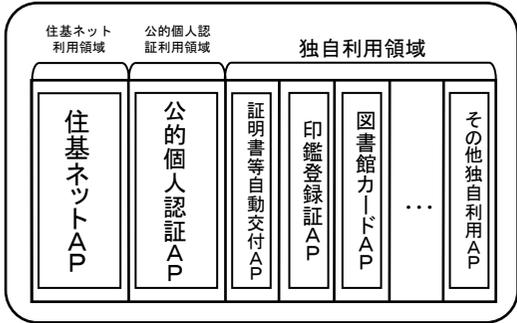


# 住民基本台帳カード

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



(ICチップ部分のイメージ)

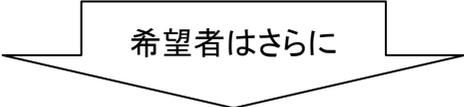


- ① 日常生活での本人確認に使える。  
⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。  
(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)
- ② 市町村における本人確認に使える。  
⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。  
全国どこでも住民票の写しが交付できる。  
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。
- ③ インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。  
⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告
- ④ 市町村内でワンカード化。  
⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

# 住民基本台帳カードの記載事項等

## I 券面記載事項

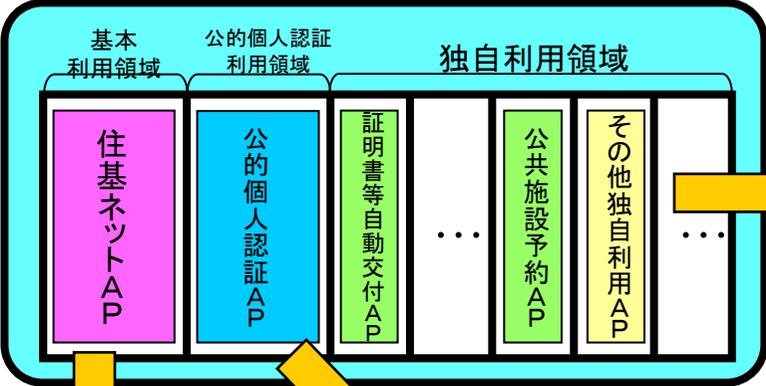
(A) 氏名、住基カードである旨、交付地市町村名、有効期限



(B) 生年月日、性別、住所、写真 (→身分証明書)

※ 券面に住民票コードは記載されません。

## II ICチップへの記録事項



- ① 基本利用領域
- ・住民票コード
  - ・相互認証情報
  - ・暗証番号

- ② 公的個人認証領域
- ・電子署名用の秘密鍵
  - ・電子証明書
  - ・パスワード

- ③ 独自利用領域
- ・利用者番号(≠住民票コード)など



# 住民基本台帳カードの交付の流れ

## <主な作業項目>

## <主な作業内容>

### ① カード交付申請

本人確認

- ・住民から住民基本台帳カード交付申請
- ・本人確認(運転免許証など写真付きの官公署発行の免許証等で確認。これらが無い場合は住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、後日、住民がその回答書及び本人確認書類(市町村の交付する敬老手帳など。写真なしで可)を持参することにより確認。)

### ② 申請内容の審査・システムへの登録

- ・申請内容のチェック
- ・二重交付に該当しないかのチェック
- ・申請内容をシステムに登録

### ③ カード券面印刷・ICチップへのデータ書込

- ・住民基本台帳カード表面に氏名、有効期限等を印刷。身分証明書とする場合は、更に、住所、生年月日、性別、写真を印刷。
- ・カードICチップ内に住民票コード、相互認証情報等を記録。

### ④ 暗証番号設定・カード有効化

本人確認  
(即日交付でない場合)

- ・住民が住民基本台帳カードに暗証番号を設定。
- ・暗証番号の設定によりカード利用が可能になる。

### ⑤ カード交付

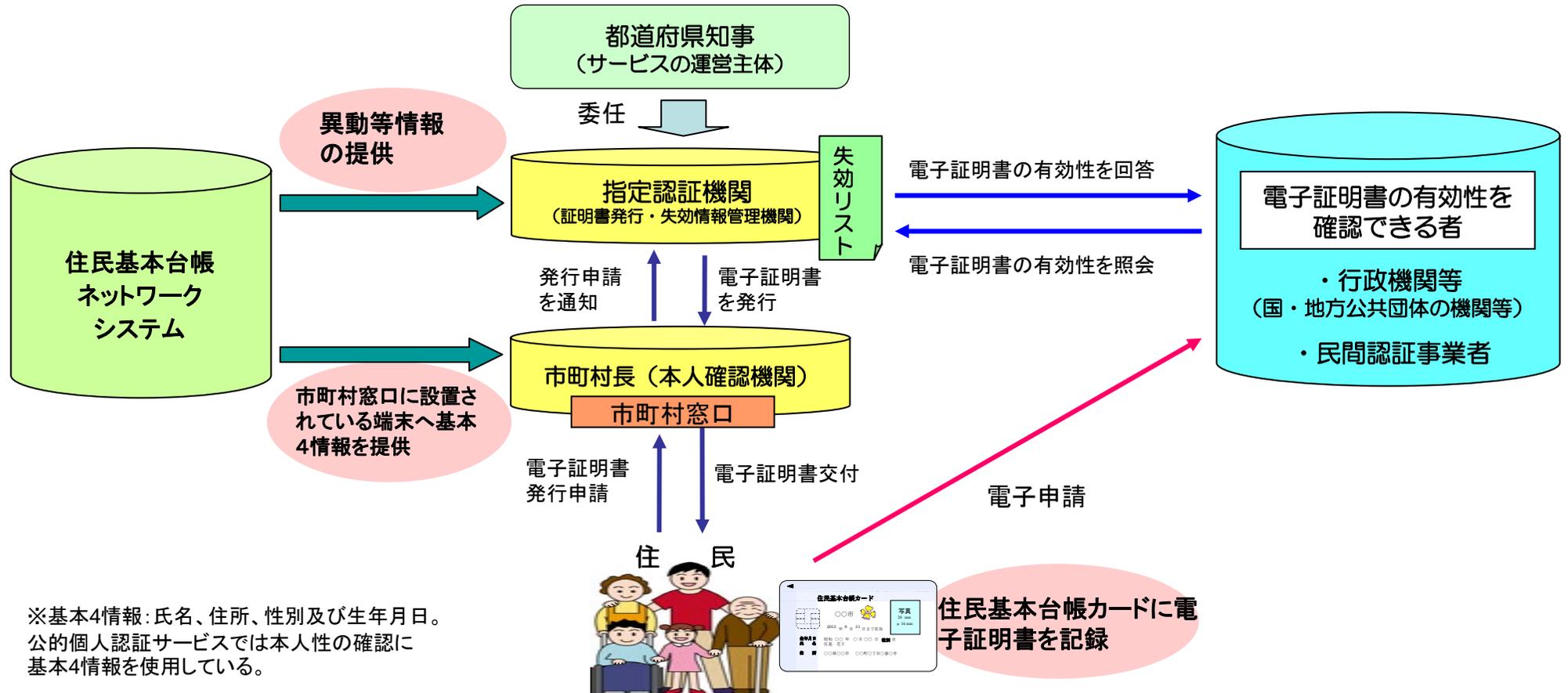
- ・即日交付でない場合、住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、窓口で住民の持参した回答書及び本人確認書類により本人確認。

<凡例>  住民と職員が窓口で行う作業  
 職員が行う作業

# 公的個人認証サービスの概要

○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。  
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



※基本4情報:氏名、住所、性別及び生年月日。  
公的個人認証サービスでは本人性の確認に  
基本4情報を使用している。

住民基本台帳カードに電子証明書を記録

# 公的個人認証サービスの特長

## 1. 厳格な本人確認

- ・本人確認に基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
- ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認を実現。

## 2. 電子証明書の用途

- ・主な用途は、国税の電子申告・納税システム(e-Tax)、自動車のワンストップサービス、不動産の登記等
- ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、民間認証事業者に限定。

## 3. サービス利用に必要な費用

(電子申請を行う住民)

- ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口を支払う。
- ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダーライタを別途、準備する必要。

(失効情報の提供を受ける署名検証者)

- ・情報提供手数料を指定認証機関に支払う。

## 4. 電子証明書の格納媒体

- ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
- ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。

## 5. 二重発行の禁止

電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。

## 6. 電子証明書の発行状況

平成20年7月末現在で、約73.7万枚。

# 公的個人認証を活用するメリット

個人情報資産を預かるシステムの認証基盤として、公的個人認証には以下のメリットがある。

セキュリティ面	<ul style="list-style-type: none"><li>◆「成りすまし」の防止により厳格な本人確認が可能</li><li>◆「改ざん」「送信否認」防止による高セキュリティ情報の取扱いに最適</li></ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"><li>◆公的主体(地方公共団体が自ら運営)による認証基盤として3年間の安定運用実績</li><li>◆既存の基盤・法制度(公的個人認証法)の利活用による迅速なスタート</li><li>◆既存設備等(センタ、全国の市区町村窓口)が利用可能</li></ul>